



確定申告・住民税申告は お早めに!

2月から3月までは確定申告および住民税申告の期間です。
申告が必要な方は、手続きをよろしくお願いします。

問 市・税務課 TEL 56-5004

確定申告とは

- ▼所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などの過不足を精算する手続きです。年末調整の対象外である医療費控除などで、払いすぎた税金が還付される場合があります。

確定申告の手続きについて

- ▼確定申告はスマホとマイナンバーカードを利用した自宅からのe-Tax 申告が便利です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、自動計算で申告書を作成することができます。



▲確定申告書等
作成コーナーQR

- ▼窓口にお越しになる場合は、必要書類を持参の上、下記の受付会場へお越しください。

◎市・税務課 2月17日(月)～3月14日(金) 9:00～11:30 / 13:00～16:00

◎留萌税務署 2月17日(月)～3月17日(月) 9:00～16:00

(※いずれも土・日曜日、祝日を除く)

※留萌税務署では会場内の混雑緩和のため、入場整理券を配付しています。

入場整理券は当日会場で配付するほか、国税庁公式 LINE アカウントで事前に取得することができます。

【必要書類】

- ◎マイナンバーカード（個人番号カード）、または個人番号通知カード
- ◎顔写真付き本人確認書類
※マイナンバーカード提示の場合は不要です。
- ◎収入金額が分かる書類（源泉徴収票など）
- ◎社会保険料や生命保険料など各種控除の領収書または証明書
- ◎申告する本人名義の口座が分かるもの
- ◎その他（申告に応じた必要な確認書類）

※医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

医療費控除を受ける方へ

- ▼必ず「医療費控除の明細書」を作成の上、お越しください。令和2年度分の申告から領収書だけでは医療費控除の申告に対応できません。用紙は、市・税務課または留萌税務署でお渡ししているほか、国税庁ホームページから作成することもできます。なお、医療費のお知らせをお持ちいただくことで、明細書の記入を簡略化できます。

住民税申告の手続きについて

▼1月1日現在で留萌市に住所がある方のうち、確定申告を行わない方は住民税申告が必要です。ただし、下記に該当する方は申告不要となります。

- ①所得が給与所得のみで、勤務先が給与支払報告書を市へ提出している方
- ②所得が年金所得のみで、年金支払者が公的年金等支払報告書を市へ提出している方
- ③収入がなく、次のいずれかに該当する方
 - ・国民健康保険に加入していない ・後期高齢者医療制度に加入していない
 - ・所得証明書、課税証明書、限度額認定証（健康保険、介護保険）を発行することがない

※各支払報告書の内容に変更がある方、各控除内容に変更がある方は申告が必要です。

※年金受給者の方で扶養の申告が漏れている場合があります。源泉徴収票の扶養欄を再度ご確認ください。

郵送手続きで住民税申告ができます！

▼簡単な設問にお答えいただき、市へ郵送するだけで住民税申告ができるようになりました。対象となるのは、確定申告の必要がなく、住民税の申告のみ行う方です。

郵送用申告書は市ホームページからダウンロードできるほか、市にお電話いただければ、ご自宅に郵送させていただきます。

● 申告の例

収入の設問

- ・収入がない方は、下図の「収入無し」に○をするのみ

扶養親族の設問

- ・扶養される方の氏名・生年月日・収入等を記載するのみ

など



左記QRから市のホームページにアクセスし、申告書をダウンロードできます。

▼郵送用申告書の記入欄（抜粋）

■令和7年度 市民税・道民税賦課情報申告

生年月日： 年 月 日
氏名： ④ 連絡先： - -

下記の設問に回答し、留萌市役所まで返送願います。（鉛筆、シャープペンシル不可）
※回答を基に市で賦課資料を作成し、後日控えを送付します。回答後の来庁は不要です。
なお、申告者の収入がない場合は、設問1の"収入無し"に○を囲うだけで大丈夫です。

（申告日：令和7年 月 日）

設問1

令和6年1月1日～12月31日の間に、収入がある場合は合計をお答えください。
収入がない場合は"収入無し"に○を囲ってください。

給与収入	年金収入	収入無し
円	円	

※可能であれば、収入が分かる資料（源泉徴収票等）の写しを添付してください。

設問2

令和6年1月1日～12月31日の間に、社会保険料を支払った場合のみ、その合計をお答えください。

社会保険	国民健康保険	国民年金
円	円	円
介護保険	後期高齢者医療	その他
円	円	円

▼窓口にお越しになる場合は、必要書類を持参の上、下記の受付会場へお越しください。

◎市・税務課 2月17日(月)～3月14日(金)

9：00～11：30 / 13：00～16：00（※いずれも土・日曜日、祝日を除く）

詳しくは、市ホームページで
ご確認ください。



◀市・ホームページQR
(確定申告について)

【確定申告に関すること】問 市・税務課 TEL 56-5004 / 問 留萌税務署 TEL 42-0661

【住民税申告に関すること】問 市・税務課 TEL 56-5004